

四日市市告示第87号

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月14日

四日市市長 森 智 広

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）交付要綱（令和2年四日市市告示第85号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））</u>交付要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕在化している中、<u>地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けて、付加価値額の拡大など経営改善の取組に関する目標を定めて、この目標の達成に取り組む農業者を支援するため、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、必要となる農業用機械・施設の導入を支援するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（適用法規） 第2条 補助金の交付は、<u>国の実施要綱及び四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</u></p>	<p>四日市市強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・<u>地域担い手育成支援タイプ</u>）交付要綱</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、農業従事者の減少・高齢化、耕作放棄地の増加等の問題が顕在化している中、<u>実質化された人・農地プランを踏まえた地域の将来を担う中心経営体の育成・確保や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入を支援するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>（適用法規） 第2条 補助金の交付は、<u>強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）</u></p>

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあつては、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)に限るものとする。

(1) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プラン(「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。))2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。)に位置付けられた中心経営体。

(2) 地域における継続的な農地利用を図る者として市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の(1)に該当する場合に限る。

(3) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者。ただし、国の実施要綱

及び四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者にあつては、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。)又は認定就農者(同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。)に限るものとする。

(1) 実質化された人・農地プラン(「人・農地プランの具体的な進め方について」(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「進め方通知」という。))2(1)の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。なお、令和3年度に限り、進め方通知5(1)に基づき公表された工程表(工程表に定められた取りまとめ期限を経過しているにもかかわらず、人・農地プランの取りまとめが行われていない等、公表された工程表に基づく人・農地プランの実質化の取組が適切に行われていない場合を除く。以下、工程表という。))を実質化された人・農地プランとみなす。)に位置付けられた中心経営体又は工程表の内容を実現する上で必要であると市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体(以下「補助対象者」という。)

(2) 次条第1号に規定する事業を行う補助対象者が金融機関から融資を受ける際に、債務保証を行う三重県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)

別記 I 第 1 の 2 の (2) に該当する場合に限る。

(交付対象となる事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が自らの経営において使用するために行う次に掲げる取組であって、当該取組の実施に要する経費について、国の実施要綱別記 I 第 1 の 3 の (1) のエに規定する機関から行われるプロジェクト融資 (以下「プロジェクト融資」という。)を受けているものとする。ただし、国の実施要綱別記 I 第 1 の 3 の (1) のウの (イ) の a から m の基準を満たしているものに限る。

- ア 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- イ 農地等の造成、改良又は復旧

(交付対象となる事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 補助対象者が自らの経営において行う次に掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、融資を受けるもの

- ア 農産物の生産その他農業経営の開始又は改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕
- イ 農地等の造成、改良又は復旧

(2) 前号の事業に対して基金協会が行う債務保証のうち、次に掲げる内容を満たす保証制度を確立するもの

ア 原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

(ア) 認定農業者に貸し付けられるもの
個人 3,600 万円 (法人にあつては 7,200 万円)

(イ) 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人 3,000 万円 (法人又は任意団体にあつては 6,000 万円)

イ 融資機関 (農業信用保証保険法 (昭和 36 年法律第 204 号。以下「保証保険法」という。) 第 2 条第 2 項に掲げる融資機関に限る。) が行う保証保険法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

ウ 独立行政法人農林漁業信用基金の保険に付すること。

エ 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額 10% に相当する金額

(補助率等)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、次の(1)から(3)までのうち最も低い額を限度とし、上限額を国の実施要綱別記I第2の2の(5)に記載の額とする。

(1) 補助対象事業の事業費に10分の3を乗じて得た額

(2) 補助対象事業の事業費のうちプロジェクト融資額

(3) 補助対象事業の事業費からプロジェクト融資額及び地方公共団体等による助成額(農業関係機関が実施する助成事業等の本事業に関連する助成金を含む。)を控除して得た額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(着手)

第13条 補助事業の着手は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した、四日

を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

(補助率等)

第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、融資残額の範囲内で、前条第1号の事業費の10分の3以内の額又は融資額のいずれか低い額とする。

2 基金協会に交付する補助金の額は、保証対象融資額の15分の1とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

4 補助金の交付を受けようとする基金協会は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金(追加的信用供与事業費)交付申請書(第2号様式)を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者及び基金協会に通知するものとする。

(着手)

第13条 補助事業の着手は、原則として第7条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、補助事業者が交付の決定前に着手場合にあつては、その理由を明記した、強い

市市農地利用効率化等支援事業費補助金に係る交付決定前着手届（第3号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかにその旨を四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金に係る着手届（第4号様式）により、市長に届け出るものとする。

（補助事業の内容の変更）

第15条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金変更承認申請書（第5号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 （略）

- 3 市長は、第1項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第16条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金変更決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（しゅん工）

第17条 補助事業者は、補助事業がしゅん工した場合には、速やかにその旨を四日市市農地利用効率化等支援事業に係るしゅん工届（第7号様式）により、市長に届け出るものとする。

農業・担い手づくり総合支援事業費補助金に係る交付決定前着手届（第4号様式）を市長に提出するものとする。この場合において、補助事業者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかにその旨を強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金に係る着手届（第5号様式）により、市長に届け出るものとする。

（補助事業の内容の変更）

第15条 補助事業者が補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金変更承認申請書（第6号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 （略）

- 3 第1項に規定する変更について基金協会が行う場合は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（追加的信用供与事業費）変更承認申請書（第7号様式）によるものとする。

- 4 市長は、第1項及び第3項規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定を変更することができる。

（変更決定通知）

第16条 市長は、前条第4項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認したときは、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金変更決定通知書（第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（しゅん工）

第17条 補助事業者は、補助事業がしゅん工した場合には、速やかにその旨をしゅん工届（第9号様式）により、市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金実績報告書(第8号様式)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第9号様式)を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定及び交付)

第20条 市長は、第18条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書(第11号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金実績報告書(第10号様式)に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告について基金協会が行う場合は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金(追加的信用供与事業費)実績報告書(第11号様式)によるものとする。

3 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

4 第6条第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第12号様式)を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(額の確定及び交付)

第20条 市長は、第18条第1項及び第2項の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金交付額確定通知書(第13号様式)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書(第14号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

3及び4 (略)

(帳簿及び書類の備え付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳(第12号様式)を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、管理運営日誌・利用簿(第13号様式)を備え、これを適切に管理しなければならない。

4 補助事業者は、前項の書類を、各年度末までに少なくとも一度市長に提出しなければならない。

5 補助事業者は、第1項の帳簿及び書類並びに第2項及び第3項の書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書(第14号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号第1条第1項)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(1) から (3) まで (略)

3及び4 (略)

(帳簿及び書類の備え付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る整備施設等について、財産管理台帳(第15号様式)を備え、これを適切に管理しなければならない。

3 第1項の帳簿及び書類並びに前項の財産管理台帳は、補助事業者にあつては、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、国の実施要綱別記2Ⅱの第1の3の(2)の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の処分の承認申請書(第16号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りでない。

(1) から (3) まで (略)

(災害の報告)

第25条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書(第15号様式)により、市長に報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第27条 補助事業者は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第24条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、国の実施要綱第9の6に記載の管理関係書類を整理保存するものとする。

(1) 配分基準表に基づくポイント化

の根拠となる資料

(2) 成果目標に係る現状及び事業実施年度から目標年度までの各年度の目標の設定に関する資料

(3) 機械等の規模決定の根拠となる資料

(4) 成果目標に係る実績の根拠となる資料

(5) 市長が認める者の判断基準に適合することを証する資料(第3条第3号に該当する者に限る。)

(補助金の評価)

第28条 (略)

(補則)

第29条 (略)

(災害の報告)

第25条 補助事業者は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の災害報告書(第17号様式)により、市長に報告しなければならない。

(補助金の評価)

第27条 (略)

(補則)

第28条 (略)

第1号様式から第15号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付申請書

年度において、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）の交付を受けたいので、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金等交付申請金額 金 円

2 添付書類

(1) 支援計画書

(2) その他

住所

氏名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金については、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金により取得し、又は効用の増加する財産について、事業完了後においても処分制限期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (4) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (5) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (6) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

四日市市長

住所
氏名
(署名または記名押印をすること)

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金に係る交付決定前着手届

年度農地利用効率化等支援事業費補助金支援計画に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第13条第1項ただし書に基づき届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着手 予定年月日	しゅん工 予定年月日	交付決定前 着手の理由

第4号様式（第13条関係）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金に係る着手届

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金支援計画に基づく事業について、
下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着手住所	
契約年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

注：工程表等を添付すること。

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 添付書類
 - (1) 支援計画書
 - (2) その他

住所

氏名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金変更申請については、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき承認したので、補助金の決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金の変更決定額 金 円
- 2 補助金事業の変更内容
- 3 補助金等の交付条件
 - (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金により取得し、又は効用の増加する財産について、事業完了後においても処分制限期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (4) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (5) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (6) この事業に係る一切のことについて、市、県及び国が監査を行うことがある。

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

四日市市長

住所
氏名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業に係るしゅん工届

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金に基づく支援計画について、下記のとおり事業が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名)	
事業費(円)	
着手住所	
契約年月日	年 月 日
しゅん工年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	
しゅん工検査年月日 (または予定年月日)	年 月 日
引渡し年月日 (または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

年 月 日

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け四日市市 第 号— をもって交付決定のあった
年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金について、下記のとおり実施したので、四日市
市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告
します。

記

- 1 事業実績 支援計画書のとおり
- 2 添付書類 支援計画書

四日市市長

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け四日市市 第 号一 で交付決定のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金について、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第18条第4項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け四日市市 第 号一 | 金 | 円 |
| | による額の確定通知額 | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

住所

氏名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金実績報告書については、四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

補助金の確定額 金 円

第11号様式（第20条関係）

年 月 日

請 求 書

四日市市長

住 所
氏 名

（署名または記名押印をすること）

下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の
処分の承認申請書

年度において四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用が増加した
施設等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要性が生じたので、下記のとおり
その承認を申請します。

記

1 承認申請に係る機械・施設の概要

- (1) 機械・施設の所在地
- (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
- (3) 事業費（うち補助金）
- (4) 取得年月日

2 承認申請の理由

3 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 施設等の処分方法及び処分後の利用（稼動）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分類又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

4 添付書類

- (1) 財産管理台帳の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(注) 交換の場合にあっては、3の(3)を(4)とし、(2)の次に次の事項を追加する。

- (3) 交換の対象機械・施設の概要
 - ア 機械・施設の所在地
 - イ 機械・施設の構造、規格、規模等
 - ウ 取得予定価格及び取得方法
 - エ 機械・施設の利用計画
 - オ 交換に伴う条件等

四日市市長

住 所
氏 名

年度四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用の増加した施設等の
災害報告書

年度において四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金で取得又は効用が増加した
施設等が災害により被災したので、報告します。

記

- 1 被災機械・施設の概要
 - (1) 機械・施設の所在地
 - (2) 機械・施設の構造、規格、規模等
 - (3) 事業費（うち補助金）
 - (4) 取得年月日

- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
 - (2) 被災の程度

- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

- 5 添付資料
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

第16号様式及び第17号様式を削る。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)